



(一つ当たり 100,000 円以上のものはその年に全額必要経費にならないので  
注意！)

8. 接待交際費…取引先に対する飲食代、手土産代、慶弔費、中元・歳暮代  
同業者組合の親睦費用など

※個人的に友人や親戚などに対する飲食代、手土産代などは、必要経費にならない。

9. 福利厚生費…従業員に対して支払った費用

- (1) 社会保険料(事業主負担分に限る。)
- (2) 従業員又はその親族の祝金及び香典など
- (3) 研修費用、レクリエーション費用、食事代
- (4) 作業服、お茶菓子代、ジュース代

※特定の者のみに行ったときには、給与となる場合がある。